

周南市議会だより

平成23年5月15日[号外]

防災行政無線施設整備に関する 100条調査報告

発行 /
周南市議会
編集 /
議会広報特別委員会
〒745-8655
周南市岐山通 1-1
TEL 0834-22-8503



<http://www.city.shunan.lg.jp/section/gikai/>

「市民の皆さまへ」

周南市議会では、地方自治法第100条に基づいた防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会（100条委員会）において、周南市が進めている防災行政無線施設整備工事の進捗が図られていないことについて、本年1月17日から3月30日までの間、調査を行いました。

100条委員会は、16回開催し、延べ10人に証人尋問を行い、関係者に対し3件の記録の提出をお願いしました。また、この調査を進めていく中で、市に対し、多くの問題点や改善意見を指摘しています。

この「100条調査報告」は、市民の皆さまに、この件に関し少しでも理解をしていただくために発行するものです。

なお、この「100条調査報告」は、第2回定例会本会議において、討論（賛成4件・反対3件）を経て、賛成多数で可決された防災行政無線施設整備に関する調査報告をまとめたものです。

防災行政無線施設整備事業とは

防災行政無線施設整備事業とは、地震や台風などの災害時、または災害が発生するおそれがあるときに、同報系防災行政無線を使って、徳山・新南陽地域に設置する114カ所のスピーカーから、気象や避難勧告などの情報を市民にお知らせするものです。

平成22年度の当初予算には、総事業費7億7,475万円が計上され、市役所に主局、消防本部に副局、そし

て中継局を整備し、平成22年度から2カ年で、徳山・新南陽地域にスピーカーを設置する予定でした。

この事業は、平成17年度及び平成21年度に実施設計を(株)中国電通技研が実施し、平成22年6月の入札の結果、日本無線(株)が4億8,825万円で市と工事契約をしました。

また、この工事は、既存の消防無線システム（三菱電機(株)製）と接続をすることになっていました。

なぜ、調査をはじめたのか

防災行政無線施設整備工事は、平成22年第2回定例会において、契約議案の上程の見送りをはじめ数度の行政報告を経た後、平成22年7月21日に契約議案が上程され可決しました。

しかし、その後、契約締結から数カ月が経過してもなお請負業者が工事に着手できないという異常事態となり、その後、周南市、請負業者が

双方に工事契約の解除通知を行うという、まさに異例の状況となっています。

そこで、周南市議会は、昨年設置した調査特別委員会に地方自治法第100条に規定する「調査権」を付与し、工事着手が遅れた理由や事務執行について検証するため、調査をはじめました。

地方自治法第100条に規定する「調査権」

いわゆる100条調査権といわれる議会の調査権は、地方自治法第100条に根拠を有する議会の調査権をいい、当該普通地方公共団体（周南市）の事務に関し議会が調査を行うことができる権限をいう。なお、100条調査権はその行使に際し、地方自治法により選挙人その他の関係人に対し、出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。そして、これらの請求に正当な理由なく選挙人その他の関係人が応じない場合のために、議会に告発する権限が付与され、その調査権の実効性が担保されている。

議会から市に対しての 改善意見

1 今後、市の防災行政無線の構築にあたっては、市民参画と情報公開のもとに、検討委員会の設置、専門家の招へいなどにより、新しい技術的可能性も含め、構想そのものを練り上げていく取り組みが必要である。

2 専門的知識を要する業務にあっては、専門的機関を設置し、協議を行ったうえで、発注するとともに、その成果物に対しても十分検証できる体制をつくるべきである。

3 契約等審査会については、本来の設置の主旨と権能にのっとり、市として、審査会の役割が十分に果たせる体制をつくるべきである。

4 この調査において、市と関係事業者との間に、1 接続確認、2 設置計画書案の取り扱い、3 消防無線の回線停止への対応、4 中国総合通信局からの指摘事項への対応、などにおいて、見解の相違が認められ、このことが工事遅

延の大きな要因となっている。このことを踏まえ、今後、市は、関係事業者と共通理解を深め、積極的に認識を一致させるための努力をすべきである。

5 工事の施工において、新たに生じた課題への対応等について、専門的機関による助言が受けられるよう、市は、十分な執行管理体制を構築すべきである。

6 請負業者は、入札にあたっては、発注者の意図を十分に理解するとともに、その工事等の内容を十分に把握し、契約後は市との信頼関係のもとに、業務の適正な施行について、発注者の目的が達成されるよう誠実な履行に努めるべきである。

7 証人尋問において、市と請負業者は双方がみずからの正当性を主張している。市の主張する正当性については、十分な実証のもとに、その根拠を明らかにし、市民への説明責任を果たすべきである。

防災行政無線施設整備に関する 調査特別委員会委員

委員長 古谷幸男
副委員長 兼重 元
委員 形岡 瑛 徳原尚一
小林雄二 長嶺敏昭
坂本心次 西田宏三
炭村信義 吉平龍司
田村勇一

100条委員会等の開催状況

平成22年12月24日	調査特別委員会を設置	平成23年3月2日	証人の出頭要求等
平成23年1月17日	調査特別委員会に100条調査権付与	平成23年3月7日	長谷川和美議員の討論の内容
平成23年1月21日	記録の提出要求等	平成23年3月8日	尋問内容の協議等
平成23年1月28日	証人の出頭要求等	平成23年3月9日	証人出頭の件等
平成23年2月4日	尋問内容の協議等	平成23年3月11日	証人尋問④、市長の発言等
平成23年2月10日	証人尋問①	平成23年3月16日	証人の出頭要求等
平成23年2月15日	証人尋問②、証人の出頭要求等	平成23年3月22日	調査報告書等
平成23年2月18日	炭村信義議員の発言、尋問内容の協議等	平成23年3月24日	証人尋問⑤
平成23年2月25日	証人尋問③	平成23年3月29日	調査報告書等
		平成23年3月30日	100条委員会調査報告書可決 防災行政無線施設整備に関する要望決議可決

調査の内容と結果

委員会では、工事の進ちよくが遅れた問題について、重点的に調査を行いました。

問題点 1 製作者の承諾について

入札時の特記仕様書に記載されていた「この機器は既設機器製作者のものと同様であり、製作者の承諾を得たものであること」の意味合いが不明確であったことが、工事の進ちよくに影響したのではないかと考えられる。

問題点の原因と 100 条委員会の判断 (調査報告書抜粋)

結局、接続確認作業が遅れた原因としては、他社の消防多重無線と防災多重無線の接続経験がないにもかかわらず、機器製作者の三菱電機に発注すれば解決すると思っていた日本無線の軽率さもあるが、特記仕様書記載「製作者の承諾」の意味が一義的に明確でなかったために三菱電機の誤解を招き、これに周南市のインタフェース接続についての理解不足及び周南市長がシステム全体の確認にこだわったこともあいまって接続確認が12月10日まで続くこととなり、これらが本件工事の進ちよく

遅延の一因をなしたことは否定できない。12月10日の接続確認後も、同月15日、周南市長が日本無線に対して三菱電機から消防無線を含めたシステム全体の確認書を取るよう求めこれにこだわったため、周南市担当課において12月10日付確認書の提出によりようやく事業を進めることができると考え、工事を進めていくつもりでいたにもかかわらず、このことが以後も工事を進めることができず進ちよくが図られなかった一因をなしただけでなく、日本無線による本件工事の解除を招いたといえる。

結論 なぜ、工事がおくれたのか

防災無線施設整備工事において、特記仕様書記載「製作者の承諾」の意味が一義的に明確でなかったため。

問題点 2 消防無線の回線停止について

今回の工事では、既存の消防無線システム(三菱電機製)と接続することになっていた。その際、設計図書どおりに施工した場合に生じる消防無線の回線停止が、工事の進ちよくに影響したのではないかと考えられる。

問題点の原因と 100 条委員会の判断 (調査報告書抜粋)

施工業者は設計図、積算書、特記仕様書等の設計図書に基づき工事を行う義務を負っているから、特記仕様どおりに工事した結果、不具合が発生した場合、それは設計図書の問題となる。特記仕様書1-19は工事の施工に関する記載であり、特記仕様書に従い網同期装置を新設した結果回線停止が生じたとすれば、それは施工の問題ではなく設計の問題であるから、まず、設計者及び発注者が対処すべき責任を負う。

日本無線は、8月段階から網同期装置新設に伴う消防無線の回線停止の可能性を危惧し、回線停止を回避可能な案1を提案した。一方、周南市

は機器配置配線図にバックアップ記載があるから大丈夫と考え、案1を専ら仕様変更にあたるか否かの観点から検討し、日本無線との間において回線停止回避の観点から検討、協議を行わなかった。周南市が回線停止問題を抱えた特記仕様書記載機器構成による施工にこだわったため、どのように回線停止を回避するのが未決着のままに時間が経過し、この点に決着がつくまで工事の進ちよくが図れないこととなった。回線停止は本件工事設計の問題であり、周南市において問題の把握と解決に向けた取り組みを怠ったことがこの点に関する工事遅延の原因といえる。

結論 なぜ、工事がおくれたのか

消防無線の回線停止問題については設計の問題であるが、市においてこの問題の把握と解決に向けた取り組みを怠ったため。

100条委員会調査報告書の内容や委員会の記録は、周南市議会のホームページをご覧ください。

問題点 3 中国総合通信局からの指示事項について

中国総合通信局(電波管理の監督庁で無線局免許を交付する総務省の出先機関)からの指示事項について解決していないことが、工事の進ちよくに影響したのではないかと考えられる。

問題点の原因と 100 条委員会の判断 (調査報告書抜粋)

設置計画書(案)が、コンサルタントが中国総合通信局との事前協議の成果物として作成提出されるものであるという周南市との委託業務契約の内容を十分に理解していないことに基づくものである。中国電通技研が、このような認識のもとにあり、本来、事前協議に基づく成果物として提出されるはずの設置計画書(案)が作成されなかったことが、ひいては本件工事の進ちよくを妨げた一因となっていると思われる。さらに、

島津証人が中国総合通信局の指示事項について、具体的に事実関係を把握して、当面する中国総合通信局から指示を受けた問題の解決に自らあるいは担当職員に的確な指示を行うなどして的確に対処しようとしていたかは不明といわざるをえず、その意味では、上記のような島津証人の不用意な発言が、中国総合通信局との問題の解決の遅延を招いた一因となっていることは否定できないと思われる。

結論 なぜ、工事がおくれたのか

中国総合通信局との事前協議の成果物として提出されるはずの設置計画書(案)が作成されていなかったため。

さらに、中国総合通信局の指示事項について、具体的に事実関係を把握して、指示を受けた問題の解決に市長自らあるいは担当職員が的確に対処しなかったため。

要望決議を全会一致で可決

周南市議会は、東日本大震災等の教訓を生かした防災システム構築の必要性を強く認識するとともに、周南市民が「安心」して暮らすことのできるまちづくりを早急に実現することが大切だと考えています。

第2回定例会の最終日(3月30日)、防災無線施設整備に関する調査特別委員会は、これまでの調査結果を踏まえ、次のことを要望する決議案を提出し、全会一致で可決しました。

防災行政無線施設整備に関する要望決議 (抜粋)

- 市は、防災行政無線施設整備工事に関して、設計から入札、契約までの事務執行や工事監理等の問題点について、専門的検証機関を設け、速やかに調査を行い、その結果を市民及び議会に報告し説明責任を果たすこと。
- 災害に強いまちづくりの推進のためには、まず明確な防災体制に係る基本設計が必要である。防災行政無線施設整備についても、災害時における正確、迅速な情報の収集、伝達の観点から、その原点に立ち返り、専門的検討委員会を設置し、ゼロからシステムを構築すること。

おわりに

3月11日の証人喚問のさなかに、東日本大震災が起こりました。安心安全の確保は、基本構想の第一に掲げられているとおり本市の最重要課題ですが、このたびの大震災は、改めてその必要性和重要性を再認識させるものとなりました。

調査特別委員会では、今後も引き続き、市民が安心して暮らせるまちづくりのため、今回の改善意見や要望決議が実現されるよう調査を継続するとともに、行政のチェック機関として、真に市民の皆さまに有用な防災システムの構築に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。